

(第71回定時株主総会招集通知添付書類)

第 71 期 報 告 書

自 2018年 4月 1日

至 2019年 3月 31日

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
監 査 役 会 の 監 査 報 告



築地魚市場株式會社

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

①経営環境

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用環境の改善等を背景に総じて緩やかな回復基調で推移しました。しかし米中通商問題の長期化や海外経済の減速などの不安要因もあり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社を取巻く水産卸売業界においては、海洋資源保護活動、海洋環境や気象状況等の変動による漁獲量の減少、国際的な水産物消費拡大による仕入コストの上昇や市場外流通の増大及び市場内流通縮小による価格競争の激化等の構造的な問題を抱え、また家計の節約志向等、厳しい業界環境が続いております。

なお、2018年10月11日東京都中央卸売市場築地市場は豊洲市場に移転し、当社はこの新しい市場で業務を開始しております。また、豊洲市場の開場に伴い、市場内の当社保有の豊洲東市冷蔵庫も稼働を始めました。

②決算概況

上記の経営環境のもと、当社グループの売上高は、販売単価は上昇したものの取扱高が減少したことにより、76,808百万円（前年同期売上高78,801百万円）、損益面では、移転費用の計上や貸倒引当金の積み増し等があったため、営業損失は120百万円（前年同期営業損失235百万円）、営業外収益の減少により経常損失は40百万円（前年同期経常利益38百万円）、前期にあった特別利益がないことから、親会社株主に帰属する当期純損失は64百万円（前年同期親会社株主に帰属する当期純利益385百万円）となりました。

③部門別の状況

〔水産物卸売業〕

売上高は75,920百万円（前年同期は78,230百万円）、セグメント損失310百万円（前年同期は364百万円のセグメント損失）となりました。

生鮮水産物は、キハダマグロ、サンマ、ブリ等が潤沢に入荷しましたが、カツオ等の取扱減少により、売上高は前年並みに推移しました。

冷凍水産物は、冷エビや冷ホタテ等の取扱が増加しましたが、冷印度マグロ、冷本マグロ等の入荷量減少を取り戻すまでには至らず、売上高は減少いたしました。

加工水産物は、シラス干等の取扱が増加しましたが、煮ダコ及び蒲焼ウナギの取扱が減少し、売上高は減少しました。

〔冷蔵倉庫業〕

豊洲市場の開場に伴い、市場内の当社保有の豊洲東市冷蔵庫も稼働を始め、売上高は732百万円（前年同期は415百万円）、セグメント利益は100百万円（前年同期は36百万円のセグメント利益）となりました。

〔不動産賃貸業〕

売上高、セグメント利益ともに前年並みに推移しました。

(売上高明細)

区 分	第 70 期 2018年3月期		第 71 期 2019年3月期 (当連結会計年度)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
水 産 物 卸 売 業	78,230 <small>百万円</small>	99.3 %	75,920 <small>百万円</small>	98.8 %
冷 蔵 倉 庫 業	415	0.5	732	1.0
不 動 産 賃 貸 業	156	0.2	155	0.2
合 計	78,801	100.0	76,808	100.0

(2) 対処すべき課題

①会社の経営の基本方針

当社は、卸売市場法に基づく東京都中央卸売市場の荷受会社として、“国民の健康的な食生活への貢献”という社会的使命を果たしていくとともに、集荷力・販売力の強化に努め、首都圏の一大消費地を抱える市場荷受としての優位性を発揮しつつ、“旧来型の荷受会社から、広範な機能を有する販売会社への転換”を図り、新たな価値創造によってステークホルダーの期待に応えてまいります。

②中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

日本近海の鮮魚漁獲量の減少傾向、輸入物を主体とする冷凍魚の高騰など供給側の厳しさは継続しており、消費者の食に対する節約志向・安全安心志向、海洋資源の保護意識の高まり、さらに、素材から調理品への消費形態の変化が加速されており、一般消費者等の需要側にも水産物に対する今まで以上の厳しい目が注がれ、水産物卸売業を取り巻く環境は厳しい状況が続くものと思われまます。

そのような環境の中、当社グループはMSC、ASCといった海洋保護活動に貢献する国際認証を取得し、海洋資源保護や環境に配慮した水産物の取扱いを増やすことにより、出荷者・生産者から、買受人の皆様の顧客満足度を高められるよう、集荷及び販売に注力していきます。

また、生産地加工・消費地加工の充実、豊洲市場内の新冷蔵庫などの設備を活用し、多種多様な顧客ニーズに沿った販売を心掛けていくとともに、本年4月、グループ会社を横断する形で物流委員会を設置、グループ会社資産の全てを有機的に結合することで、生鮮冷凍物流通網を構築していくことを目指していきます。

豊洲市場は2018年10月に開場し、6か月が経過しました。新市場は、最新の設備と機能を備えており、温度管理、衛生管理の徹底により、水産物の鮮度維持、品質管理が確保されており、また、築地市場に比べスムーズな物流が確保されていることで、出荷者・生産者、そして買受人の皆様からは好評価を受けている一方、「築地に比べ遠くなった」、「交通の便が悪い」という評判や、最新設備による費用増加という課題も見えてきました。

当社グループは、上記戦略に加え、リスクマネジメントの徹底、新設冷蔵庫や加工設備の稼働安定化を目指し、2014年5月に発表した『中期経営計画＝CHALLENGE－2020』について、市場移転延期並びに豊洲市場での事業展開を

勘案し、2020年度の最終目標を見直しいたしました。

< 中期経営計画=CHALLENGE-2020の修正 >

1) 修正中期計画の優先課題

失われた2年間のキャッチアップ	市場移転延期の2年間の逸失利益を取り戻すべく、豊洲市場でのまき直しを図るとともに、市場の外へも目を向け、グループ会社資産をフルに活用した生鮮冷凍物流網の構築を目指す。
新設冷蔵庫の稼働安定化	初期稼働時の混乱から脱し、正常運用により収益を拡大
市場法改正への対応	2020年6月施行後の動向をにらみ適時適切に対応
働きがいのある職場	目的意識の醸成と、法改正への積極的な対応
リスクマネジメント	信用リスクヘッジの仕組み導入
営業利益の黒字安定化	新市場を活用した集荷・販売の徹底と物流機能の強化
財務基盤の強化	営業C/F黒字継続とネット借入金削減
安定配当	経営の重点課題

2) 定量目標の修正（連結ベース）

項 目	2020年度業績目標 (当初計画)	2020年度業績目標 (修正後)
売上高(億円)	1,000	770
経常利益(億円)	7	2.5
純利益(億円)	6	2
総資産(億円)	200	175
純資産(億円)	70	62
自己資本比率(%)	35	35

株主各位におかれましては、こうした当社グループの経営施策や取り組みに対して、ご理解を賜りますとともに、今後とも引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資は、豊洲市場での営業を開始するにあたり、冷蔵庫、卸売場及び事務所への追加的なものであり、特記すべき事項はありません。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	2015年度 第 68 期	2016年度 第 69 期	2017年度 第 70 期	2018年度 第 71 期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	78,155	78,310	78,801	76,808
経 常 利 益 (百万円)	292	18	38	△40
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	974	649	385	△64
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	434円32銭	289円25銭	171円98銭	△28円60銭
総 資 産 (百万円)	13,148	18,086	19,004	17,479
純 資 産 (百万円)	5,666	5,757	6,116	5,905

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、発行済株式総数より自己株式の数を除いて算出しております。
2. 2016年10月1日を効力発生日として10株を1株とする株式併合を実施したため、第68期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、第70期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2015年度 第 68 期	2016年度 第 69 期	2017年度 第 70 期	2018年度 第 71 期 (当期)
売 上 高 (百万円)	75,660	73,257	70,917	68,621
経 常 利 益 (百万円)	304	116	37	91
当 期 純 利 益 (百万円)	1,004	746	375	73
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	447円44銭	332円74銭	167円16銭	32円96銭
総 資 産 (百万円)	12,401	17,232	18,054	16,626
純 資 産 (百万円)	5,479	5,666	6,013	5,945

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、発行済株式総数より自己株式の数を除いて算出しております。
2. 2016年10月1日を効力発生日として10株を1株とする株式併合を実施したため、第68期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、第70期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
	百万円	%	
豊海東市冷蔵(株)	50	直接 100.0	冷蔵倉庫業
共同水産(株)	50	直接 100.0	水産物の加工・販売、不動産の賃貸
(株)東市ロジスティクス	50	直接 100.0	冷蔵倉庫業
築地市川水産(株)	10	間接 100.0	生鮮加工水産物の販売

(7) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

- ① 水産物卸売業……当社は生鮮加工水産物の委託買付販売、共同水産(株)及び(株)キタシヨクは生鮮、冷凍加工水産物の加工・販売を、築地市川水産(株)は生鮮加工水産物の販売を、東市築地水産貿易(上海)有限公司は中国向け水産物の販売を行っております。
- ② 冷蔵倉庫業……豊海東市冷蔵(株)及び(株)東市ロジスティクスは冷蔵倉庫業を営んでおります。
- ③ 不動産賃貸業……当社及び共同水産(株)は所有する不動産の一部を当社グループの会社及び外部に賃貸しております。

(8) 主要な営業所 (2019年3月31日現在)

- ① 当社
本社 東京都江東区豊洲六丁目6番2号
八王子支社 東京都八王子市北野町588番地1
- ② 子会社
豊海東市冷蔵(株) 東京都中央区
共同水産(株) 東京都江東区
(株)東市ロジスティクス 東京都江東区
築地市川水産(株) 東京都江東区
(株)キタシヨク 北海道石狩市
東市築地水産貿易(上海)有限公司 中国上海市

(9) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

	使用人数	前期末比増減
水産物卸売業	229名	△5名
冷蔵倉庫業	46	+18
不動産賃貸業	—	—
合計	275	+13

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
男性 132名	△14名
女性 27	+5
合計 159	△9

(10) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
城北信用金庫	2,268百万円
(株) きらぼし銀行	2,268
江東信用組合	504
(株) みずほ銀行	350
(株) 三井住友銀行	100

2. 会社の現況

(1) 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- | | |
|------------|-------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 2,247,520株 |
| ③ 株主数 | 2,359名(前期末比111名減) |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
㈱ ベ ニ レ イ	262千株	11.68%
㈱ ヨ ン キ ュ ウ	210	9.38
東 洋 水 産 (㈱)	121	5.42
㈱ 海 昇	111	4.96
㈱ み ず ほ 銀 行	111	4.95
㈱ ニ チ レ イ フ レ ッ シ ュ	79	3.52
横 浜 冷 凍 (㈱)	57	2.56
朝 日 生 命 保 険 (相)	30	1.33
築 地 魚 市 場 持 株 会	28	1.28
大 三 川 和 義	27	1.20

- (注) 1. 持株比率は自己株式(3,463株)を控除して計算しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨てております。
3. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てております。

(2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

会社における地位及び担当及び重要な兼職の状況		氏 名
代表取締役社長		吉 田 猛
取 締 役	(副社長執行役員社長補佐兼管理本部長 兼コンプライアンス委員長)	木 村 洋 介
取 締 役	(常務執行役員営業本部長)	村 山 弘 晃
取 締 役	(執行役員冷蔵事業本部長兼市場移転対策室長 兼㈱東市ロジスティクス代表取締役社長)	関 均
取 締 役	(執行役員札幌営業所長 兼㈱キタシヨク代表取締役社長)	村 野 智 基
取 締 役	(執行役員管理本部長補佐兼経理部長)	大 竹 利 夫
取 締 役		石 川 誠
取 締 役		重 田 親 司
監 査 役	(常 勤)	伊 藤 隆
監 査 役		室 谷 和 彦
監 査 役		長 沼 徹

- (注) 1. 取締役石川誠氏及び取締役重田親司氏は社外取締役であります。
2. 監査役室谷和彦氏及び監査役長沼徹氏は社外監査役であります。
3. 取締役石川誠氏、取締役重田親司氏、監査役室谷和彦氏及び監査役長沼徹氏につきましては、㈱東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役伊藤隆氏は当社総務部長、内部監査室長を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役室谷和彦氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役長沼徹氏は丸紅㈱総務部長、丸紅サーブिस㈱代表取締役社長、芙蓉観光㈱芙蓉カントリー倶楽部代表取締役社長を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 執行役員の名等 (2019年3月31日現在)

地 位	担 当	氏 名
副社長執行役員	社長補佐兼管理本部長兼コンプライアンス委員長	木 村 洋 介
常務執行役員	営業本部長	村 山 弘 晃
執 行 役 員	冷蔵事業本部長兼市場移転対策室長 兼㈱東市ロジスティクス代表取締役社長	関 均
執 行 役 員	札幌営業所長兼㈱キタシヨク代表取締役社長	村 野 智 基
執 行 役 員	管理本部長補佐兼経理部長	大 竹 利 夫
執 行 役 員	豊海東市冷蔵㈱代表取締役社長	田 尻 博 一
執 行 役 員	業務部長	林 勝 司
執 行 役 員	営業本部長補佐兼加工品部長兼塩冷部長	木 村 浩 太 郎

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役石川誠氏、取締役重田親司氏、監査役室谷和彦氏及び監査役長沼徹氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

④ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 （う ち 社 外） 締 取 締 役 取 締 役	8名 (2)	87百万円 (12)
監 （う ち 社 外） 査 外 監 査 役 監 査 役	3 (2)	16 (7)
合 計	11	104

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第45回定時株主総会において月額200万円以内（使用人分給与は含まないものとする。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、1984年6月29日開催の第36回定時株主総会において月額300万円以内と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況	
取締役 石川 誠	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 重田親司	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。 企業経営者としての知見・経験も踏まえた意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。
監査役 室谷和彦	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。 税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 長沼 徹	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。 取締役会において、企業経営者としての知見・経験も踏まえた意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(5) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から提出された監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、当事業年度の会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨とその理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任とする議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、業務の適正を確保するための体制等を下記のとおり整備しております。

なお、当社子会社とは、当社が直接出資する連結子会社をいいます。

イ. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

- ①取締役会は、法令、定款及び取締役会規程、その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ②取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
- ③取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行する。
- ④監査役は監査役会規程及び監査役監査基準に則り、取締役会の職務執行の適正化を監査する。

(2) コンプライアンス

- ①当社及び当社子会社は、コンプライアンス体制の根幹となる行動規範を定め、取締役が、コンプライアンスの意識向上に努めるとともに、すべての役職員がコンプライアンスを遵守・実践するよう周知徹底する。
- ②当社及び当社子会社は、コンプライアンスを推進するために、体制の整備、コンプライアンスに係る基本方針及び諸施策の決定等を行うとともに、全社的なコンプライアンスを統括する機関として、取締役会の下にコンプライアンス委員会を設置する。
- ③当社及び当社子会社は、役職員の遵守すべきコンプライアンス・マニュアルを整備し、全役職員にコンプライアンス・マインドの定着と高揚を図る。
- ④当社及び当社子会社は、社員等の相談・通報窓口として、通常の業務ラインとは別に「コンプライアンスホットライン」を置き、日常の業務においてコンプライアンスに係る問題等に気付いたときは相談できる体制をとる。また、その情報については秘密保持を厳守するとともに、相談者には不利益な取扱いを行わない。

⑤当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、これら反社会的勢力からの不当な要求に対しては断固拒絶し、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

(3) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社の定める「財務報告の基本方針」に従い、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(4) 内部監査

当社は、内部監査規程を定め、業務の実施部署から独立した内部監査部門が、当社グループに関する実効性のある内部監査を実施する。

ロ. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、リスク管理体制を整備するため、リスク管理規程を定め、リスク管理に係る基本方針及び諸施策の決定等を行うとともに、リスク管理担当役員を選任し、当社グループのリスク管理を統括する組織を設置して、リスク管理体制についての評価・指導を行う。
- ②当社グループの重要な投資等の個別案件については、職務権限規程及び稟議規程に基づき、経営会議で審議後、社長の決裁を得る。さらに、法令・定款及び案件の重要度に応じ、取締役会の承認を取得する。
- ③不測事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、事態の把握に努め、当社グループの損失を最小限にとどめるべく迅速な対応を行う。

ハ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、経営方針・経営戦略等、当社グループの全役員・社員が共有する目標を定め、その浸透を図るとともに目標達成に向けて、各自が実施すべき具体的な目標を定める。
- ②当社は、職務権限規程により、当社の機構及び職位並びにその指揮命令の系列を定め、業務の適正な運営と効率化を図る。

- ③当社は、業務の執行が効率的に行われることを確保するため、また、経営の意思決定の迅速化を図るため経営会議を設置し、経営に関する最高方針及び全社的重要事項について審議する。

二. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、法令及び文書規程等に基づき、当社が保有する情報資産を適切に保護するための必要な方策を定め、重要な会議の議事録・稟議書類等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は適切に保存しかつ管理する。
- ②取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

ホ. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、当社子会社の業務執行者の自律的な経営を尊重する一方、事業会社管理規程を定め、当社子会社における経営上の重要事項の決定を当社の事前承認事項とすることを周知徹底する。
- ②当社は、定期的に事業会社の報告連絡会議を開催し情報交換を行い、当社グループ全体の健全な発展を図る。
- ③当社執行役員及び社員が必要に応じて当社子会社の取締役、監査役及び執行役員を兼任する。
- ④監査役は、監査役監査基準等に基づき、当社子会社に対して営業または会計に関する報告を求め、業務及び財産の状況を調査する。
- ⑤内部監査部門は、定期的に当社子会社の内部監査を実施し、その結果を取締役会等に報告する。

ヘ. 監査役への報告体制

- ①当社及び当社子会社の取締役及び使用人は定期的に職務の執行状況を監査役に報告する。また、取締役及び使用人は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告する。
- ②当社及び当社子会社の役職員は、監査役に対して、当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
- ③当社及び当社子会社は、監査役へ報告を行った当社及び当社子会社の役職員が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けることを禁止し、その旨を就業規則に定め、役職員に周知徹底する。

ト. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- ②監査役は、代表取締役と協議を実施するとともに、会計監査人と緊密に連携し、定期的に会合をもつなど意見及び情報交換を行い、内部監査部門とも緊密な連携を保つ。
- ③取締役は監査役の監査に協力し、監査にかかる諸費用(訴訟、往査の費用、外部専門家の活用にかかる費用等)については、必要に応じ予算を措置する。

チ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役からの要請がある場合には、専属の使用人を配置して監査役の命令下において監査業務が遂行できる体制を確保する。また、当該使用人に係る人事異動、人事考課、懲戒処分については監査役と事前協議のうえ実施するものとする。

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

①コーポレート・ガバナンスについて

当社は、監査役出席のもと、定例取締役会を年12回、臨時取締役会を5回開催し、活発な議論や意見交換を行い、取締役会の実効性を確保しております。さらに、定例執行役員会を毎月開催し、執行役員の業務遂行状況をチェックしております。また、社外取締役・監査役に対しては議案内容の事前説明を行い、業務執行の意思決定の適正性、その監督の実効性を確保しております。なお、当社のコーポレート・ガバナンスの状況の詳細については、当社開示の「コーポレート・ガバナンス報告書」をご参照ください。

②コンプライアンス、リスク管理体制について

当社は、コンプライアンス年度計画を策定し、年2回開催のコンプライアンス委員会においてその進捗状況を確認いたしました。また、社員に対し、社内ネットワークを活用して、コンプライアンスにかかわる情報を適宜提供するとともに、社員向けのコンプライアンス研修会の開催や、各種講習会への参加を通じコンプライアンス意識の向上を図っております。

また、当社は、リスク総括表及びリスク評価マニュアルに基づき、当社グループにかかわる様々なリスクを管理しており、年2回開催のリスク管理委員会で状況を確認いたしました。

③当社グループにおける業務の適正を確保するための体制について

当社グループは、年4回事業会社報告会を開催し、情報交換を通じて予算計画の進捗状況等を確認いたしました。また、当社子会社は事業運営においては、重要な案件について、事業会社管理規程に則り、承認申請・報告を行っております。さらに、内部監査室はグループ会社各社を定期的に訪問し、内部監査を実施しております。

④監査役の職務の実効性確保について

当社は、監査役会を設けており、原則月1回、計12回開催し、監査に関する重要な決議や、監査の方針、監査計画の協議をいたしました。併せて監査の実施状況について情報を共有するとともに、当社の内部統制の整備、運用状況について、各種会議への出席、稟議書等の確認、また、関係部署からのヒアリング等を通じて確認しております。

また、会計監査人、内部監査室その他内部統制にかかわる関係部署と適宜、意見交換を行うなど連携を図り、監査の実効性確保に努めております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,945	流 動 負 債	4,909
現金及び預金	722	支払手形及び買掛金	3,590
受取手形及び売掛金	3,582	短期借入金	672
商品及び製品	3,041	リース債	38
原材料及び貯蔵品	16	未払金	44
前払費用	34	未払費用	290
短期貸付金	219	未払法人税等	17
その他	408	未払消費税	53
貸倒引当金	△81	賞与引当金	66
固 定 資 産	9,409	その他	134
有形固定資産	7,199	固 定 負 債	6,663
建物及び構築物	4,845	長期借入金	5,217
機械装置及び運搬具	1,036	リース債務	62
土地	808	繰延税金負債	168
リース資産	91	再評価に係る繰延税金負債	8
その他	417	退職給付に係る負債	491
無形固定資産	128	長期未払金	3
投資その他の資産	2,081	長期預り保証金	424
投資有価証券	1,658	資産除去債務	280
その他	532	その他	6
貸倒引当金	△108	負 債 合 計	11,573
繰延資産	124	純 資 産 の 部	
開業費	124	株 主 資 本	5,655
資 産 合 計	17,479	資本	2,037
		資本剰余金	983
		利益剰余金	2,640
		自己株式	△5
		その他の包括利益累計額	250
		その他有価証券評価差額金	230
		土地再評価差額金	19
		純 資 産 合 計	5,905
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	17,479

連 結 損 益 計 算 書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		76,808
売 上 原 価		72,970
売 上 総 利 益		3,838
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,959
営 業 損 失		120
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
受 取 配 当 金	44	
移 転 延 期 補 償	176	
そ の 他	15	238
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18	
移 転 延 期 損 失	131	
そ の 他	7	157
経 常 損 失		40
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		40
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		26
法 人 税 等 調 整 額		△2
当 期 純 損 失		64
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		64

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,037	983	2,783	△5	5,798
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△78		△78
親会社株主に帰属する 当期純利益			△64		△64
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△142	—	△142
当 期 末 残 高	2,037	983	2,640	△5	5,655

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差 額 金	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	298	△0	19	318	6,116
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△78
親会社株主に帰属する 当期純利益					△64
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△68	0	—	△68	△68
当 期 変 動 額 合 計	△68	0	—	△68	△210
当 期 末 残 高	230	—	19	250	5,905

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社 4社

豊海東市冷蔵㈱、共同水産㈱、㈱東市ロジスティクス、築地市川水産㈱
非連結子会社 3社

築地企業㈱、東市築地水産貿易（上海）有限公司、㈱キタシヨク

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に与える影響は軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社 0社

非連結子会社である築地企業㈱、東市築地水産貿易（上海）有限公司、㈱キタシヨクは、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）に与える影響は軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の範囲から除いております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち築地市川水産㈱の決算日は2月末日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、3月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

デリバティブ……………時価法

(ロ) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 商品及び製品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- 原材料及び貯蔵品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

② 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……主として定額法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10～49年
機械装置及び運搬具	10～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産……………リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、売上債権等を一般債権、貸倒懸念債権等に分類し、各債権分類ごとの貸倒実績率等により貸倒引当金を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

- ④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
退職給付に係る負債の計上基準…当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

繰延資産の処理の方法

- 開業費……………開業費の償却については、5年間の定額法により償却を行っております。
ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。
のれんの償却方法及び償却期間…のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。
消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,837百万円

(2) 保証債務

銀行借入保証

東市築地水産貿易(上海)有限公司 24百万円

(3) 土地再評価法の適用

当社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布法律第24号、平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ① 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法の土地評価額に合理的な調整を加味して算出しております。
- ② 再評価を行った年月日 2002年3月31日

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	2,247	—	—	2,247
合計	2,247	—	—	2,247
自己株式				
普通株式	3	—	—	3
合計	3	—	—	3

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	78	35.00	2018年3月31日	2018年6月29日

(注) 1株当たり配当額には創業70周年記念配当5円00銭が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会(予定)	普通株式	利益剰余金	67	30.00	2019年3月31日	2019年6月28日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

(金融商品に対する取組方針)

当社グループの資金調達については銀行借入金によっております。デリバティブ取引は為替予約取引であり、将来の為替変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行っておりません。

(金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制)

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の与信状況をその都度、把握する体制をとっております。

株式等である投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されていますが、取締役会及び経営会議への報告等、個別リスク管理を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引にかかる資金調達であり、長期借入金は主に設備投資にかかる資金調達です。変動金利の借入金はありません。

デリバティブ取引は将来の外貨建金銭債権債務の為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引等があり、職務権限規程等に定める決裁権限に基づき実需の範囲で行うこととしております。また、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、これらの管理は業務部が適時に資金繰り計画を作成・更新して管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
1) 現金及び預金	722	722	—
2) 受取手形及び売掛金	3,582	3,582	—
3) 投資有価証券	1,476	1,476	—
資 産 計	5,781	5,781	—
1) 支払手形及び買掛金	3,590	3,590	—
2) 短期借入金	615	615	—
3) 長期借入金	5,275	5,347	72
負 債 計	9,481	9,554	72
デリバティブ取引	—	—	—

1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

1) 現金及び預金、並びに2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

1) 支払手形及び買掛金、並びに2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

注2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	181百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。なお、非上場株式等については「3）投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では東京都において賃貸用マンション、賃貸商業施設を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時 価
1,378百万円	1,508百万円

注1 連結貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

注2 当連結会計年度末の時価は「不動産鑑定評価基準」等に基づいて算定した金額であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産 | 2,631円81銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 28円60銭 |

8. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は東京都中央卸売市場豊洲市場において、賃貸借契約を締結しており、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約等の義務に関して資産除去債務を認識しております。

また、一部の資産において、解体・撤去時に法令の定める特別な方法で処理しなければならないPCB及びアスベストが含まれているものがあり、当該処理費について資産除去債務を認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、賃貸借契約については使用見込期間は49年、割引率は1.0%を採用しております。

PCB及びアスベストが含まれているものについては、実際の廃棄等の処分に至っていないものであり、合理的に見積もられた除去費用を資産除去債務として計上しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	279百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－百万円
時の経過による調整額	2百万円
資産除去債務の履行による減少額	1百万円
期末残高	280百万円

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,862	流 動 負 債	4,370
現金及び預金	662	受託販売未払金	200
受取手形	11	買掛金	3,069
売掛金	3,093	短期借入金	591
商品及び製品	2,646	未払費用	226
原材料及び貯蔵品	3	未払法人税等	12
未収入金	380	賞与引当金	60
その他	1,144	その他	208
貸倒引当金	△80	固 定 負 債	6,311
固 定 資 産	8,764	長期借入金	5,041
有形固定資産	6,486	退職給付引当金	418
建物	4,426	長期預り保証金	425
機械装置	970	繰延税金負債	101
土地	613	資産除去債務	280
その他	476	その他	43
無形固定資産	79	負 債 合 計	10,681
投資その他の資産	2,197	純 資 産 の 部	
投資有価証券	1,623	株 主 資 本	5,696
関係会社株式	152	資 本 本 金	2,037
関係会社長期貸付金	295	資 本 剰 余 金	977
破産更生債権等	108	資 本 準 備 金	977
その他	122	利 益 剰 余 金	2,688
貸倒引当金	△103	その他利益剰余金	2,688
資 産 合 計	16,626	繰越利益剰余金	2,688
		自 己 株 式	△5
		評価・換算差額等	249
		その他有価証券評価差額金	229
		土地再評価差額金	19
		純 資 産 合 計	5,945
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	16,626

損 益 計 算 書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		68,621
売 上 原 価		65,703
売 上 総 利 益		2,917
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,913
営 業 利 益		4
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	51	
移 転 延 期 補 償	158	
そ の 他	12	222
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18	
移 転 延 期 損 失	113	
そ の 他	3	135
経 常 利 益		91
税 引 前 当 期 純 利 益		91
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		19
法 人 税 等 調 整 額		△1
当 期 純 利 益		73

株主資本等変動計算書

（ 自 2018年4月1日 ）
（ 至 2019年3月31日 ）

（単位：百万円）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 本 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
			繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	2,037	977	2,692	△5	5,701	
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△78		△78	
当 期 純 利 益			73		73	
株主資本以外の項目 の当期 変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△4	-	△4	
当 期 末 残 高	2,037	977	2,688	△5	5,696	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	293	△0	19	312	6,013
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△78
当 期 純 利 益					73
株主資本以外の項目 の当期 変動額（純額）	△63	0	-	△63	△63
当 期 変 動 額 合 計	△63	0	-	△63	△68
当 期 末 残 高	229	-	19	249	5,945

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

デリバティブ……………時価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 20～49年

機械及び装置 10～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産……………リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、売上債権等を一般債権、貸倒懸念債権等に分類し、

各債権分類ごとの貸倒実績率等により貸倒引当金を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づいて算定した額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。

消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,542百万円
(2) 保証債務	216百万円
銀行借入保証	
共同水産株式会社	192百万円
東市築地水産貿易(上海)有限公司	24百万円
(3) 関係会社に対する短期金銭債権	1,419百万円
(4) 関係会社に対する短期金銭債務	208百万円
(5) 関係会社に対する長期金銭債務	16百万円
(6) 土地再評価法の適用	

当社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布法律第24号、平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

①再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法の土地評価価額に合理的な調整を加味して算出しております。

②再評価を行った年月日

2002年3月31日

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売上高	3,937百万円
	仕入高	1,430百万円
	営業取引以外の取引高	7百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度中 増加株式数(千株)	当事業年度中 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	3	—	—	3
合計	3	—	—	3

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産

貸倒引当金	56百万円
賞与引当金	18百万円
退職給付引当金	128百万円
減損損失	24百万円
有価証券等評価損等	43百万円
繰越欠損金	1,206百万円
その他	20百万円
繰延税金資産小計	1,496百万円
評価性引当額	△1,410百万円
繰延税金資産合計	86百万円

(2) 繰延税金負債の発生の主な原因

有価証券評価差額金	107百万円
資産除去債務	80百万円
繰延税金負債合計	187百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社名	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
子会社	共同水産㈱	所有 直接100%	商品の売買、 融資、役員の兼 任	資金の貸付(注1) 債務保証(注2)	百万円 35 192	短期貸付金	百万円 440
子会社	株式会社ロジステ イクス	所有 直接100%	商品の保管、不 動産賃貸、融 資、役員の兼 任	資金の貸付(注1)	百万円 180	短期貸付金	百万円 180
子会社	築地市川水産㈱	所有 間接100%	商品の売買、 融資、役員の兼 任	資金の貸付(注1)	百万円 △7	短期貸付金	百万円 252
子会社	㈱キタシヨク	所有 間接100%	商品の売買、 融資、役員の兼 任	資金の貸付(注1)	百万円 183	短期貸付金 関係会社 長期貸付金	百万円 210 295

(注) 取引金額には消費税等を含めておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付は、市場金利を勘案して決定しており、短期の貸付については純額で表示しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 共同水産㈱の借入金に対して債務保証を行ったものです。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産	2,649円57銭
(2) 1株当たり当期純利益	32円96銭

9. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は東京都中央卸売市場豊洲市場において、賃貸借契約を締結しており、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約等の義務に関して資産除去債務を認識しております。

また、一部の資産において、解体・撤去時に法令の定める特別な方法で処理しなければならないPCB及びアスベストが含まれているものがあり、当該処理費について資産除去債務を認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、賃貸借契約については使用見込期間は49年、割引率は1.0%を採用しております。

またPCB及びアスベストが含まれているものについては、実際の廃棄等の処分に至っていないものであり、合理的に見積もられた除去費用を資産除去債務として計上しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	278百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－百万円
時の経過による調整額	2百万円
資産除去債務の履行による減少額	－百万円
期末残高	280百万円

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

築地魚市場株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鳥羽正浩 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保英治 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、築地魚市場株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、築地魚市場株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

築地魚市場株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鳥羽正浩 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保英治 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、築地魚市場株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

2019年5月21日

築地魚市場株式会社

代表取締役社長 吉田 猛 殿

築地魚市場株式会社 監査役会

監査役(常勤) 伊藤 隆 ⑨

監査役 室谷 和彦 ⑨

監査役 長沼 徹 ⑨

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 監査役室谷和彦及び監査役長沼徹は社外監査役であります。

以 上

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, starting from the line below the first characters and continuing down the page.

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
問合せ先	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 (証券代行事務センター) みずほ信託銀行株式会社 電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)
公告掲載方法	電子公告 (http://www.tsukiji-uoichiba.co.jp/) ただし、事故その他やむを得ない事情によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

株式事務の取扱い

- 株式に関する各種お手続き（住所変更、単元未満株式の買取請求、配当金受領方法の指定等）は、株主様が口座を開設されている証券会社にてお取扱いしております。詳しくは、お取引証券会社にお問合せください。
- 証券会社に口座を開設されていない株主様の株式につきましては、「特別口座」で管理されております。「特別口座」に関する各種お手続き（証券会社の口座への振替、住所変更、単元未満株式の買取請求、配当金受領方法の指定等）は、みずほ信託銀行にてお取扱いいたします。
(みずほ証券では取次のみとなります)
- 未払配当金のお受取りにつきましては、みずほ信託銀行、みずほ銀行にてお取扱いいたします。
(みずほ証券では取次のみとなります)